

佐賀県告示第 202 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和 2 年 8 月 4 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
みふね薬局	武雄市武雄町大字武雄 5627 番地 7	平成 30 年 12 月 2 日
めぐり薬局	杵島郡白石町大字牛屋 3246 番地	平成 31 年 1 月 1 日
医療法人正和会志田内科	佐賀市水ヶ江二丁目 7 番 23 号	〃
ほうらい薬局	武雄市武雄町大字富岡 7725 番地 2	〃
いぬお病院	鳥栖市萱方町 110 番地 1	〃
スマイル耳鼻咽喉科・ 歯科クリニック	杵島郡白石町大字福吉 1835 番地 1	平成 31 年 1 月 11 日